

**令和6年度補正「グローバルサス未来志向型共創等事業費補助金（小規模実証・F S事業：二次公募）」
よくあるお問い合わせ**

No.	質問	回答
(1) 公募について		
1	応募できる事業者の必須要件はありますか。	以下3点それぞれで必須要件がございます。詳細は募集要領のP.9～11をご確認ください。 (1) 単独の申請、または、幹事法人の応募資格 (2) 共同申請する場合の幹事法人以外（以下、「共同申請者」）の応募資格 (3) その他
2	共同申請を行う場合、補助率はどのように適用されますか。	共同申請の場合、幹事法人および共同申請全体で同じ補助率が適用されます。中小企業補助率の適用を受けるのは幹事法人・共同申請者ともに中小企業のみの場合に限ります。詳細は募集要領の「6. 補助金交付の要件（2）補助率・補助額」をご確認ください。
3	(同一事業者が)複数事業を申請することは可能でしょうか。	可能です。事業内容が各々異なる内容の事業であれば、複数事業形態への応募、若しくは、同じ形態で複数事業の応募を事業ごとに行なうことは可能です。ただし、本事業を多くの事業者に活用いただくために、応募書類の審査の結果、不採択とする場合があります。また、同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数者から同一案件をそれぞれ申請したりすることは認められません。
4	(同一事業者が)2つの事業形態（F S事業/実証事業）に申請したい場合、どのように申請すればよいでしょうか。	事業形態ごとに申請書を提出してください。ただし事業内容はそれぞれ異なる内容で申請を行ってください。
5	既に開発や実証のために助成を受けている事業についても海外展開のための調査について申請することは可能ですか。	過去又は現在の日本国政府（独立行政法人等を含む。）、地方自治体等が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業は原則補助対象となりませんが、事業自体は同一または類似内容であっても調査範囲やスコープ等が過去または現在の事業と明確に区分され、本事業の目的に合致している案件については応募いただることは可能です。
6	採択後に事業形態・事業類型を変更することは可能でしょうか。	採択後に事業形態・事業類型を変更することはできません。
7	採択後に対象国を変更することは可能でしょうか？	採択後に対象国を変更することはできません。
8	申請の早い申請から順次審査が行われ、予算総額に達した時点で以降の提出案件の採択可能性が無くなるということはありますか。	申請の早いものから優位になるということではなく、申請締切日までに提出された案件について、締切日以降に比較審査となります。
9	審査基準について、事業に使用する機器、設備等の日本製品の割合は審査の基準になりますか。また割合等の基準はありますか。	具体的な割合基準はありません。ただし日本国内企業への波及効果については審査時の評価対象となります。
10	提出書類の頁数に上限はありますか。	「様式2提案書」の「1. 法人名」から「15. 補助金申請額」までは必ず全文で14ページ以内とし、簡潔でわかりやすくフォーマットに従って記載してください。必要に応じて提案内容についての補足資料（写真やスキーム図等）を添付してください。（添付資料は原則A4サイズとしてください）。また、「様式2別添1事業概要」は最も当たると思われる類型のフォーマットを選択し、パワーポイント1枚にまとめてください。他書類については頁数の上限はありません。ただし、あまり膨大な量にならないよう適切にご調整をお願いいたします。
11	共同申請者について、費用負担がない場合でも「様式2別添2積算内訳書」の提出は必要ですか。	費用負担がない場合は0円という記載の上、積算内訳書の提出をしてください。
12	従業員の賃金引上げ計画の証明に必要な提出書類を教えてください。	従業員への賃金引上げ計画を表明する場合のみ、様式5をご提出ください。なお、公募時は、様式5（中小企業は前年度の法人税申告書別表1も必要）の提出のみですが、事業終了後に証明書類（法人事業概況説明書等）の提出が必要となります。詳細は、募集要領をご確認ください。
13	財務諸表は必ず提出が必要でしょうか。必要事項をメモ書きしたもの等では認められないでしょうか。	財務諸表は正式な書類のコピーを提出ください。 本事業を円滑に遂行可能な経営基盤を有しているか、など審査の重要な書類となるため、財務諸表について中小企業以外は直近1年分、中小企業は直近3年分を提出してください。ただし、日本の証券取引所に上場している企業は、四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し）でも構いません。
14	中小企業は3年分の財務諸表を提出必須とありますが、設立1年末満のスタートアップ企業の場合はどう対応すればよいですか。	設立1年末満の事業者の場合は、財務諸表がある期間分のみ提出してください。ただし、事務局より追加の資料の提出を求める場合があることを予めご了承ください。

No.	質問	回答
15	設立1年未満のスタートアップ企業の場合は、賃上げの算出はどのように対応すればよいですか。	設立1年未満の事業者については、賃上げの算出が不可能なため様式5「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の提出は必要ありません。
16	公募申請時に相手国からのサポートレターを提出しても良いですか。	相手国や相手国企業からレター等があった場合には、外部有識者で構成される第三者審査委員会において、相手方や記載内容により加点・評価される可能性があります。
17	申請時に実証に係る機械設備等の相見積書の提出は必要でしょうか。	申請時に提出は不要です。ただし、採択決定後の交付申請手続きでは、経費の妥当性等の確認のため、相見積のご提出をいただく必要があり、それらの書類に不備があると交付決定に至りません。公募段階で早めにご準備いただくことを推奨します。
18	Jグランツのシステムからの申請と同時に、バックアップとして、データ送受信サービスの申請をしてよいですか。	原則、応募申請についてはJグランツもしくはデータ送受信サービスのどちらか一つで申請をお願いします。Jグランツで申請したが、不具合等で申請が出来ているか不明な場合は、事務局にてJグランツの申請状況を確認致しますので、お問い合わせ先メールアドレス（inquiry_fspoc@gshojo.jp）までご連絡をお願いします。
19	GビズIDプライムアカウントについて教えてください。	GビズIDの詳しい内容はGビズIDのHPにてご確認ください。 (https://gbiz-id.go.jp/top/index.html)
20	共同申請の場合にJグランツを使用可能でしょうか。	共同申請を行う申請者は、Jグランツを使用して電子申請を行うことが出来ません。募集要領内「7. 応募手続き（3）応募書類の提出方法 ②データ送受信サービス」に記載の方法にて事務局へお問い合わせください。
21	補助事業の開始予定日は、公募申請日を書いて良いでしょうか。	申請日ではなく、実際の事業開始予定日を記入してください。なお、本事業では交付決定日以降に発生（発注）した費用のみが補助対象経費となります。採択決定後、交付申請手続きを経て交付決定までは1ヵ月程度要しますが、提出いただいた書類に不備があるとさらに遅くなる可能性がございます。事業計画は余裕を持ったものを策定してください。
22	採択申請時に提出する様式や書類において、サインや押印等は必要でしょうか。	サインや押印は必要ございません。 ただし、事業者側の事情（社内規程等）により押印が必要な場合は、押印された書類を提出していただいて構いません。
23	現地法人は共同申請者として申請可能でしょうか。	現地法人が共同申請者として申請を行うことは可能ですが、以下いずれかの要件を満たした法人である必要があります。 (i) 幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社（日本側出資比率10%以上） (ii) 幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超） 日本側出資比率は、幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの単体・複数出資のいずれでも問題ありません。 その他の応募資格については、募集要領のP.9～11をご確認ください。
24	様式7人権尊重の取組状況の内容について伺いたいのですが、問い合わせ先を教えてください。	以下の窓口で、海外ビジネスに限らず、サプライチェーンと人権に関する相談を受け付けています。また、日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や関連の実務参考資料に関する相談にも対応しています。 経済安全保障・ビジネスと人権に関する貿易投資相談窓口（JETRO） https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/#page_con
25	令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金の「大型実証」と「小規模実証」に同一の事業を同時に申請することは可能でしょうか。	採択決定前であれば大型実証と小規模実証への同時申請は可能ですが、それぞれ補助額の上限額や下限額にご留意いただき、事前に経済産業省の担当課ともよくご相談ください。また、他の補助金あるいは本事業内での補助金の重複受給は認められません。実施国、対象製品、対象プロジェクトの内容が異なる等、これまでに採択された事業と別の事業であれば申請は可能です。
26	グローバルサウス未来志向型共創等事業の中で令和5年度補正事業で採択されたFS事業の実施後に令和6年度補正事業の実証事業に応募することは可能でしょうか。	十分な事業実施期間を確保できる場合には可能です。
27	メーカーでないと支援対象とはならないでしょうか。コンサルやシンクタンクによる提案は可能ですか。	申請者の業種に制限はありませんが、受注や事業化の際に、機器等の製造・輸出・販売、EPCやO&Mの実施、投資等を行うことが想定される企業等が本FS事業、実証事業に参画しているかが評価の対象となります。

No.	質問	回答
28	採択後の申請者及び共同申請者の変更是認められますか。	採択は申請者及び共同申請者の評価を含めて与えられた権利のため、申請者及び共同申請者の変更是原則として認められません。ただし、共同申請者の変更について、交付決定後の計画変更の手続きにより、変更が認められる場合があります。
29	令和5年度補正事業からの主な変更点は何ですか。	令和6年度補正事業からの主な変更点としては、対象分野を、①GX分野、②DX分野、③経済安全保障分野に限定することとしました。 ①GX分野：化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換等GHG排出削減を図る案件 ②DX分野：デジタル技術を用いて、ビジネスモデルの変革を図る案件 例：エネルギー×DX、航空・宇宙×DX、半導体×DX、医療・ヘルスケア×DX、CE×DX、防災・気候変動×DX、農林水産×DX、交通・物流×DX、都市計画×DX等 ③経済安保分野：「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「特定重要物資」に係る案件（※） ※「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された対象品目の中、「金属鉱産物」に関する事業は、経済安全保障推進法に係る重要鉱物助成金交付事業の対象事業とならない場合や他の予算事業では実施できない場合に補助対象とします。
30	対象分野として、①GX分野、②DX分野、③経済安保分野、事業類型として類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）、類型2（日本の高度技術海外展開型）、類型3（サプライチェーン強靭化型）の6つの要素がありますが、いずれか一つに該当したら応募可能ですか。	対象分野①～③のいずれかに該当した上で、事業類型1～3のいずれかにも該当する必要があります。
31	対象分野①GX分野、②DX分野、③経済安保分野に該当するかは、どのように判断しますか。	補助対象となる3つの分野のうち、いずれかに該当する必要があります。複数の分野に当たる事業での応募も可能です。 なお、分野の判断に際し、個別具体的なご相談はお受け出来かねます。ご自身でご判断いただき、申請をお願いいたします。
32	類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）、類型2（日本の高度技術海外展開型）、類型3（サプライチェーン強靭化型）のどの類型に該当するかは、どのように判断しますか。	補助対象となる事業は3つの事業類型のうち、いずれかに該当する必要があります。複数の類型に当たる事業での応募も可能です。複数の類型に当たる場合、申請時には最も当たると思う類型一つを選び、ご応募ください。なお、様式2の提案書において複数類型に当たる旨をご説明頂いた場合は、内容により加点対象となる場合もあります。詳しくは、募集要領の「3. 事業内容（3）補助対象となる事業類型」をご確認ください。 なお、類型の判断に際し、個別具体的なご相談はお受け出来かねます。ご自身でご判断いただき、申請をお願いいたします。
33	類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）と類型2（日本の高度技術海外展開型）の違いはどのようなものでしょうか。	前提として、類型1・2がそれぞれが満たすべき要件は、募集要領「3. 事業内容」（3）補助対象となる事業類型」を参照してください。 相違点について、類型1は中長期的に日本にリバースイノベーションをもたらすものです。事業によって発生したデータ・知見が、日本に還流し、日本の研究開発や技術等を高度化させるといった例が挙げられます。また、日本では法律上できない事業実施を相手国で行い成功することで、日本の法律を変える機運を醸成し、規制改革によるイノベーションに繋げるといった例も考えられます。 類型2は実施事業にあたり日本の部品・技術等を用い、また事業化した際の生産・稼働にも日本の部品・技術等を用いることで、短期的・中期的に日本の雇用が増加するといった裨益があるものです。 なお、類型2を選択する場合は、募集要領「8. 審査・採択について」（2）審査基準」の通り、本事業終了後5年以内に見込む定量的な成果として、「雇用の増加」を必ず設定してください。（特に日本での雇用増が評価されます。）
34	類型1・2の場合に求められる「日本で既に技術的には確立されたもの」とは、どのようなものを指しますか。	実証事業における主たる技術（事業化に向けた課題を解決するためのもの）を有する者が、日本法人であるものを指します。
35	類型3（サプライチェーン強靭化型）は、特定重要物資に該当する物品の製造・供給等をする事業のみが対象でしょうか。	製造・供給等をする物品が特定重要物資に該当することは、類型3の必須の条件ではありません。 類型3が満たすべき要件は、募集要領「3. 事業内容」（3）補助対象となる事業類型」を参照してください。 特定重要物資に該当しない場合でも、対象分野のGX分野・DX分野に該当する物品であれば、類型3の対象となります。例えば、SAF（持続可能な航空燃料）のように「化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換を図る案件」としてGX分野に該当する物品も対象となります。 なお、類型3を選択する場合は、募集要領「8. 審査・採択について」（2）審査基準」の通り、本事業終了後5年以内に見込む定量的な成果として、「多元化の効果（※）」を必ず設定してください。 ※）日本が輸入する物品のある一国への依存度が低減することを指します。目標達成年度における①必要な物資の輸入額、②現在依存している国からの輸入額、③事業対象の相手国からの輸入額を設定してください。

No.	質問	回答
36	類型3（サプライチェーン強靭化型）として、経済安保法における金属鉱産物（重要鉱物）に係る案件の応募は可能ですか。	金属鉱産物（重要鉱物）について応募する場合には、経済安全保障推進法に係る重要鉱物助成金交付事業等の対象事業とならない旨を提案書において記載いただく必要があります。
37	肥料や航空機部品などの「特定重要物資」は「経済安保分野」に該当しますが、特定重要物資を事業実施国で製造し同国内での販売や第三国への輸出を行うことを目的としたFS事業・実証事業を類型1、類型2で応募することはできますか。	経済安保法において「特定重要物資」は、供給源の多様化等の取組により当該物資の安定供給確保を図ることが特に必要とされたものが指定されています。 このため、「経済安保分野」に関する案件は、事業実施国から日本へのサプライチェーン強靭化に資する案件として事業類型の「類型3：サプライチェーン強靭化型」に該当する場合に応募いただくことを想定しています。
38	募集要領の英語版資料の提供はありますでしょうか。	英語版の募集要領はございません。 大変お手数ですが、事業者様にて資料内容の翻訳をお願いいたします。
39	実証事業、FS事業ともに、補助額に下限はありますでしょうか。	下限はございません。
40	様式2提案書の「1.3-1. 体制図（外注や再委託、協力先などを含む）」において、「*国内中小・スタートアップ企業が体制図に入っている場合は、その旨を明記してください。」とあります。 この場合の「スタートアップ企業」の定義を教えてください。	本事業におけるスタートアップ企業の明確な定義はありませんが、一般的に以下のよう企業を指します。 ①新しい企業であり（目安：設立から3年程度）、②新しい技術やビジネスモデル（イノベーション）を有し、③急成長を目指す企業。
41	各様式に記載する「代表者役職・氏名」は、最も役職の高い人間でなくとも決裁権限を有する者であれば問題ないでしょうか。	法人の代表者、または社を代表して契約する権限を有する権限者であれば問題ございません。 なお、各様式に記載する「代表者役職・氏名」は統一していただく必要がございます。
42	賃金引き上げの実施を証明する書類の「法人事業概況説明書」とはどのような形式の書類でしょうか。また、その他書類で証明することは可能でしょうか。	「法人事業概況説明書」については、以下国税庁のサイトをご確認ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/pdf/0021004-100.pdf また、その他の類する書類として、有価証券報告書のご提出でも問題ございませんが、賃上げが確認できない場合は、「法人事業概況説明書」または「法定調書合計表」等の書類の提出を依頼させていただく可能性がございます。

No.	質問	回答
(2) 補助対象経費について		
1	補助対象となる事業はどういったものでしょうか。	募集要領に、補助対象事業の例を記載しております。
2	補助対象となる事業対象国はどこになりますか。	「グローバルサウス」については現状、明確な定義は存在しませんが、経済的な発展を遂げ、国際社会における影響力が増している新興国や途上国を指します。具体的な対象国について確認されたい場合には、補助金事務局まで個別にお問合せください。
3	補助の対象はグローバルサウスの域内で行うF S事業、実証事業で、日本国内の設備投資は含まれないという理解でしょうか。	日本国内に対する設備投資は基本的には含まれません。また、交付規程の第1条にて定めているとおり、日本国外への技術・物品の輸出については外為法に基づく手続きを怠らないようにしてください。 詳細は経済産業省 安全保障貿易管理のHPをご確認ください。 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html
4	資産計上できるものは補助対象外となる認識で合っていますでしょうか。	F S事業においてはご認識の通り、資産計上できるものは補助対象外です。 実証事業においては、実証を行うために必要である合理的な理由が示せる場合に限り、資産計上されるものも補助対象経費となります。
5	対象となる技術やサービスに限定はありますか。	対象となる技術やサービスに限定はありません。
6	様式2別添2積算内訳書に記載する「補助事業に要する経費」と「補助対象経費」の違いを教えてください。 例えば、実証の補助額が最大5億円となっているが、中小企業の2／3補助の場合は、事業費は7．5億円まで使えるということでよいでしょうか。	「補助事業に要する経費」とは、本事業の遂行に必要な費用の総計を指します。 「補助対象経費」とは、前述のうち、事業の遂行に直接必要な経費を指します。なお、「補助事業に要する経費」と「補助対象経費」が同額の記載であっても問題はございません。補助対象経費の区分、対象等詳細は募集要領をご確認ください。 質問にある例示の場合、補助事業に要する経費は7．5億円以上でも申請可能ですが、中小企業の場合の補助対象経費は上限7．5億円、補助金申請額は上限5億円となります。
7	補助対象外の経費は具体的にはどのようなものですか。	F S事業の場合：企業が行う個別案件の組成段階での調査が対象となり、実証事業は対象外です。 実証事業の場合：研究開発事業は対象外です。 事業形態により補助対象となる調査内容が異なるため、募集要領の補助対象の事業形態の内容をご確認ください。
8	採択後、補助金の交付決定日前に発注等を行うことは可能でしょうか。 また採択通知後、すぐに補助事業を開始して良いでしょうか。	補助金の交付決定前に、発注した経費については補助金の交付対象とはなりませんが、補助対象としない経費の発注は交付決定前に行なって構いません。採択通知後の交付申請手続きでは、経費の妥当性等の確認のため、計上された経費に係る証憑書類をご提出いただく必要があります。それらの書類に不備があると交付決定に至りません。公募段階で見積書や相見積書などの証憑書類を早めにご準備いただこうことを推奨します。
9	昨年度にインフラ受注や事業化を目指し既に実施した費用を計上することはできますか。	計上はできません。あくまでも、本事業の対象期間に実施いただいた取組にかかる経費のみ認められます。
10	人件費単価について、自社の受託単価や他の助成事業で採用された単価を使うことは出来ますか。	使うことはできません。実績単価か健保等級単価のどちらかを選択してください。なお、実績単価を採用している場合には、所定時間外労働における時間単価は、補助事業者が支給した総時間外手当と総残業時間から単価を算出します。健保等級単価を採用している場合には時間内、時間外は問わず同一の単価を使用します。
11	人件費の実績単価はどのように計算しますか。	年間総支給額+年間法定福利費を年間理論総労働時間で割った単価となります。年間総支給額には、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることができます。時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として助成されているものは含めることができません。年間法定福利費には、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む）、労働保険料、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等の補助事業者負担分と対象とされています。
12	残業代は人件費の対象になりますか。	残業代を補助事業者が負担している場合に限り、人件費に計上することができます。
13	代表取締役や役員の報酬は人件費の対象となりますか？	代表取締役等役員の役員報酬は原則、補助対象なりません。 前提として人件費計上の根拠として原則認められるのは、従事したことに対して支払われる「給与」となります。 そのため、代表取締役や役員が受け取っている「役員報酬」は、人件費計上に際しての算出根拠として認められません。 例外的に、使用人兼務役員として、従業員と同様に従事時間が分かる規程や契約書等が整備されており、それらを提出できる場合は人件費として計上することができます。
14	他組織、他事業者からの出向者や事業従事者の経費計上はどのように行えば良いでしょうか。	補助事業者がその費用を負担している場合に限り、出向者の人件費や旅費は補助対象となります。ただし、補助事業者以外から給与等が支払われている場合は、補助事業者が負担した分のみを計上することに留意してください。（補助事業者以外からの支払分は控除して計上、又は時間単価の算出にあたり控除して時間単価を算出してください。）

No.	質問	回答
15	委託・外注先等、補助事業者以外が購入した機械設備費やシステム購入費の経費計上は可能ですか。	機械設備費・システム購入費を計上することができる実証事業を行なう補助事業者に限られます。委託・外注先による当該費用は補助対象なりません。
16	補助事業者が購入した機械設備等を、補助事業者ではないグループ会社に設置し実証を行う計画ですが、この場合の機械設備等の購入に係る費用は補助対象経費になりますか。	補助事業者が実証に必要な機械装置等を購入することであれば、機械設備費・システム購入費として補助対象になります。 また、補助事業の完了後も補助事業者が設備等の取得財産を管理する必要がありますのでご注意ください。 交付規程第22条、23条をご確認ください。
17	共同申請者が海外支社や現地法人である場合、どのように費用計上を行なえば良いでしょうか。	人件費として計上する場合は、海外支社や現地法人であっても幹事法人の人件費計上と同様の経費処理が必要です。また事務局へ提出する資料は必ず日本語に翻訳の上、提出をお願いいたします。 現地のグループ内関連会社等を共同申請しない場合は委託・外注費として計上してください。ただし、補助事業者が事業全体の企画・執行を管理者として担う必要があります。 また、外注する必要性、金額の妥当性（本来補助事業者が実施すべきものを外注することにより、費用が増えているか等）をご説明いただく可能性がございますので、ご留意ください。
18	申請に要した経費や書類作成、取りまとめに係る経費は補助対象となりますか。	補助対象なりません。
19	契約書等に必要な収入印紙代は補助対象となりますか。	補助対象なりません。
20	経費の支払い時、クレジットカードを使用することは出来ますか。	支払の事実に関する客觀性の担保のため、支払方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込としてください。また、やむをえずクレジットカード決済をする場合、口座引落日が事業終了日以前である必要がありますのでご注意ください。
21	「海外要人招聘・専門家の派遣、現地パートナーとの連携促進等」は補助対象になりますでしょうか。	現地のキーパーソンや専門家の招聘等費用も対象となります。
22	土地・建物等施設に関する経費は補助対象となりますか。	不動産の購入など、土地・建物の施設に関する経費は補助対象ではありません。補助対象経費については募集要領の「10. 補助対象経費の計上」を参照ください。なお、施設等の借料については、事業の遂行に直接必要な場合に補助対象となります。
23	本事業にかかるソフトウェア購入費の他、ソフトウェアの設定作業や仕様変更なども補助対象となりますか。	本事業のためのソフトウェア購入費、ソフトウェアの設定作業費や仕様変更費についても補助対象となります。ただし汎用性のあるものは補助対象外です。
24	中古機械設備の購入は補助対象になりますか。	価格設定の妥当性が明確でない中古機械設備の購入費用は補助対象外となります。型式や年式が記載された相見積りを3者以上から取得している場合は補助対象となります。詳細は募集要領をご確認ください。
25	日本国内の製造事業者が海外にて実証を行う際、自社の機器を一部用いて行なう場合、その費用は補助対象経費として計上して問題ないでしょうか。	自社内から調達を行う場合は、調達金額の多寡に関わらず利益排除を行なってください。詳細は、募集要領に記載のある経済産業省の補助事業事務処理マニュアルP.4をご確認ください。
26	補助対象経費項目「借料及び損料」に、建設機械損料（建設機械等の償却費、維持修理費、管理費等）は補助対象経費として計上可能でしょうか。	「借料及び損料」では、建設機械損料は補助対象外です。 ただし、事業の性質や内容に応じて、実証期間中に発生する維持修理費や管理費が「その他諸経費」で補助対象となる可能性があります。
27	補助金を出資金として使用することは可能でしょうか。	出資金としては使用できませんが、出資先が共同申請者となる場合には、共同申請者が行なう実証事業に必要な機械設備等の導入に要する経費が補助対象経費として認められます。なお、共同申請者は、海外において補助対象事業を実施する法人であって、以下①②いずれかの要件を満たす者であり、補助申請者の現地SPC等を想定しております。 ①補助対象事業者の海外子会社（日本側出資比率10%以上） ②補助対象事業者の海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超） 日本側出資比率は、幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの単体・複数出資のいずれでも問題ありません。その他の応募資格については、募集要領のP.9～11をご確認ください。

No.	質問	回答
28	交付申請額と実績額において、為替等で差が出た場合はどうなりますか。	支払額は、為替等に関わらず補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。
29	実証事業後の機械設備等の撤去費用は事業費となりますか。	実証後の機械設備等の撤去費用について、事業の遂行に直接必要な経費と認められる場合には、補助対象経費として扱う事が出来ます。ただし、事業実施期間内に、当該費用の支払いが完了している必要があります。
30	積算内訳の項目にある機械設備・システム購入費について、事務処理マニュアルにある外注費に該当するシステム調達とは違うものという理解でいいでしょうか。	ソフトウェアやクラウドサービスの購入など、購入に当たるものはシステム購入費として扱います。システムの構築や改修、マーリングシステムの借用など他者から役務の提供を受ける場合には、委託・外注費となります。 なお、システムを内製する場合の自社の S E 等の費用は人件費となります。

No.	質問	回答
(3) 補助金申請（交付申請等）及び補助事業について		
1	採択通知後、交付申請はどのように行うのでしょうか。	採択通知後、採択事業者にメールにて交付申請関連のご案内を行います。
2	採択されてから交付申請をどのくらいで出せばよいのでしょうか。	交付申請のスケジュールが確定次第、採択事業者にメールにてご案内を行います。申請書類の提出締切は厳守してください。
3	交付決定時の金額よりも実績時の金額が大きくなった場合、補助金の金額を増額していただくことは可能でしょうか。	基本的には認められません。交付決定時の金額が上限となります。
4	事業実施の中で交付申請金額の金額との乖離が発生する場合、計画変更承認申請書の提出は必要でしょうか。	補助事業の内容の変更によって交付申請金額との乖離が発生する場合や補助目的が変更される場合は、あらかじめ、様式第3計画変更承認申請書を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。ただし、交付規程11条「計画変更の承認等」上の下記の変更であるならば、計画変更の必要は無く、交付決定額の金額を上限として金額の調整は可能です。実績報告時にその旨事務局にご報告ください。 【交付規程11条より一部抜粋】 「一補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。 (ア) 补助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合 (イ) 补助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合」
5	交付申請時に購入を予定していた機械設備を変更しても良いでしょうか。また、その際は計画変更が必要になりますでしょうか。	交付規程第11条「計画変更の承認等」に記載の通り、補助金交付申請時に取得するとしていた単価50万円以上（税抜き）の機械、器具及びその他の財産を変更しようとするときは、様式第3計画変更承認申請書を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。変更内容によっては補助対象外となることがあります。
6	実証に係る機械設備等の発注にあたっては、2者以上の見積もりが必須でしょうか。	原則として2者以上の見積もりが必要です。詳細は、経済産業省補助事業事務処理マニュアル「1.1. 委託・外注費に関する経理処理」をご確認ください。
7	事業実施状況について事務局に途中報告する必要がありますか。	事業実施状況について、基本3回（開始時、中間、最終）、経済産業省同席のもと事務局に報告をいただきますので、報告用資料の準備をお願いいたします。 確定検査については、事前確認として、適宜事業実施期間中に支出を証明する帳簿類及び領収書等の証拠書類を事務局へご提出いただき、中間検査を行うことを予定しておりますのでご了承ください。
8	補助事業で実施した内容について、調査報告書を納品する必要がありますか。	補助事業終了後の精算に必要となるため、交付規程第16条に基づき実績報告書を事務局宛に提出いただきます。 また、上記とは別に補助事業終了時に調査結果等を報告書にまとめ、事務局に提出いただきます。 F S事業についてはWord形式のA4サイズで50頁以上の報告書を作成することとします。 実証事業については形式・ページ数とも検討中です。 なお、調査結果に関する報告書の外部への公表は行いません。
9	補助金の支払いはいつ頃になりますか。	原則、精算払いとなります（概算払を希望する場合は、個別審査が必要）。事業終了後、補助対象事業の完了報告書及び実績報告書をご提出いただいた後、補助金額の確定手続きに入ります。確定手続きを進めるにあたり、書面審査に加え現地調査を行う場合があります。支払いは補助金の確定後約2～3週間程度を要します。
10	共同申請の場合、共同申請者への補助金の振込は事務局より直接行われますか。	補助金は幹事法人に交付し、幹事法人から共同申請者に分配することとします。 従って、共同申請者へ事務局から直接振り込むことはございません。
11	実証事業により取得した資産の帰属は幹事法人あるいは共同申請者という理解で合っておりますでしょうか。	本実証事業で取得した資産については、幹事法人あるいは共同申請者に帰属します。本実証事業で取得した資産の処分制限期間内において、幹事法人あるいは共同申請者は、適切な管理を行う必要があります。また、同期間ににおける取得した資産の処分（補助事業の目的外での使用、譲渡等を含む）については、事前に事務局に対して承認を取らなければなりません。処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額、若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の、全部若しくは一部を事務局に納付させることができます。詳しくは、交付規定の第22条、23条をご確認ください。

No.	質問	回答
12	実証事業において、①事業実施期間中の収益の取扱い（返納義務の有無）、及び②事業実施期間終了後の本事業で購入した設備の取扱いに関して教えていただけますでしょうか。	①本事業においては、実証事業にかかる収益納付規定はございませんが、事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分（補助事業に要する経費から補助金額を引いた分）以上の収益が出る事業（補助事業に要する経費の自己負担分を賄う以上の収益が出る場合）は本事業の申請対象外となります。詳しくは募集要領のP.6をご確認ください。 ②事業実施期間終了後の本事業で購入した設備の取扱いについては、交付規程第22条、23条をご確認ください。
13	本事業は、政治資金規正法第22条の3の1項「寄付の質的制限」の適用除外要件に該当する事業でしょうか。	本事業は、間接補助事業であるため、政治資金規正法の対象外です。
14	実証事業における財産処分の制限について教えてください。	財産処分の制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用します。詳細は、交付規程の第22条、23条をご確認ください。
15	実証事業期間中に、本事業で取得した財産の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）を行うことは可能でしょうか？	補助事業期間中は取得した財産を使用し補助事業を実施していくことが前提のため、補助事業期間中の財産処分は想定していません。
16	実証事業終了後、処分制限期間内において、取得した財産を無償で譲渡することは可能でしょうか？	取得した財産は、処分制限期間において適切な管理が求められ、無償譲渡についても事前に事務局の承認が必要となります。無償譲渡の場合でも残存簿価相当額又は鑑定評価額、若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の、全部若しくは一部を事務局に納付せざることがあります。
17	外国企業が所有する設備ないしは第三者企業に販売譲渡する設備は補助対象となるでしょうか？	本事業では、前提として幹事法人又は共同申請者以外の事業者が取得する財産に対して補助を行うことができません。よって、共同申請者とならない外国企業が所有する設備や、補助事業期間中に第三者企業に販売譲渡する設備は補助対象として計上できません。
18	交付決定金額（幹事法人・共同申請者の総額）を上限とし、企業間で経費の内訳（人件費・旅費等）の流用が生じてもよろしいでしょうか。	本事業における交付決定金額は、幹事法人と共同申請者の補助金申請額の総額ですので、申請企業間の金額流用は可能です。 なお、交付された補助金については、確定検査時の各社の積算内訳書通りに分配が必要です。
19	再委託先について、申請時に委託先企業が決まっていくとも問題ないでしょうか。また、再委託先の選定にあたり、過去に起用実績のある企業等の場合、相見積りの提出は不要でしょうか。	申請時点で委託先が未定の場合は特定の会社名を記載せずに「法律事務所（未定）」「設計事務所（未定）」というよう、役割がわかる記載でも問題ございません。 また、再委託先の選定においては、補助事業事務処理マニュアルP.33の通り、経済性の観点から可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。
20	複数国に跨る事業を1つの申請とすることも出来るのでしょうか。 また、可能な場合は申請における注意事項はありますか。	調査対象となるビジネスモデルに一体性があれば、複数国を対象とした事業は可能ですが、事業期間中の対象国の変更是原則認められません。対象国の判断に迷う場合は都度、補助金事務局にご相談ください。 複数国を対象とした事業を行う場合、申請書類には具体的な国名を記載してください。
21	日本から日本人の専門家派遣を現地国への検討していますが、その場合には、提案書にはどのように記載すれば良いですか、またその場合の費用として旅費などを計上することはできますか。	提案書には、当該外部専門家を現地国へ派遣する事の必要性等を記載してください。 外部専門家に現地へ渡航していく際の旅費・交通費は、経費項目を「旅費」として計上してください。 >事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当）をいいます。 >旅費の支給対象者は、事業従事者及び事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等となります。（「補助事業事務処理マニュアル」P.18ページより引用）
22	募集要項のP.10に「政府からのE B P Mに関する協力要請に応じること」が記載されていますが、具体的には例えばどのような要請が想定されますでしょうか。	事業実施期間中及びフォローアップ期間中に、補助事業そのものの成果の提出を求めるほか、補助事業の効果を測るために、法人全体の売上高、輸出額等を提供頂くことを想定しています。
23	事業期間内に検収（金額確定）が行われますが、支払は発注先との契約上、事業期間外になる予定です。契約で定められていることは「事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるもの」に該当し、補助対象になりますでしょうか。	募集要領「1.1. その他②」の通り、原則事業期間内に各種補助対象経費の支払を済ませておく必要があります。
24	グローバルサウス諸国での展開において必要な活動、調査を日本にて実施する日本のF S等は対象でしょうか。	F S事業については、案件組成段階での基礎調査やコンソーシアム組成等企業による短期的な受注・事業化、グローバルサウス諸国との経済連携強化が臨める活動であれば、日本での調査実施でも問題ございません。 実証については、「実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国において、その有効性や経済性などを確認すること」を定義しているため、日本での有効性や経済性などの確認は対象外となります。一方で、グローバルサウス諸国で実証する機器の日本での製造費用は対象とします。

No.	質問	回答
25	外注・再委託を想定している場合、申請時に見積書等の添付は必須でしょうか。	公募申請時にご提出いただく必要はございません。しかし、採択後の交付申請手続きでは、経費の妥当性等の確認のため、計上された経費に係る証憑書類をご提出いただく必要があります、それらの書類に不備があると交付決定に至りません。そのため、公募段階で見積書や相見積書などの証憑書類を早めにご準備いただくことを推奨します。
26	F S事業として申請した場合、市場調査やニーズ把握の目的で商品を実際に販売することは認められますでしょうか。認められる場合、売上を得ることは禁止されていますでしょうか。	F S事業では、調査を対象としているため、原則、事業を通じて収入が発生することを想定していません。
27	募集要領に「事業実施期間中に対象国において入札公示が行われることが明らかであり、当該入札等の進捗により本事業の実施に支障が出る可能性がある場合は、本事業の対象外となりますのでご留意ください」とあるが、申請後に入札公示が出た場合はどのような対応になりますか。	特にF S調査の場合、実現可能性調査の途中で相手国から入札公示が行われると、必然的に中途の状態で調査が打ち切りとなるため、本事業の対象外としています。申請後、想定外に入札公示が出た場合、それによる本事業の実施に支障がないと事業者側で判断されれば、申請取り下げ等の対応は不要です。支障があり、申請取り下げ等判断される場合は、事務局に相談ください。
28	事業実施期間中に対象国において入札公示が行われることが明らかであっても、本事業の実施に支障が出なければ対象外にはならないでしょうか。	特にF S調査の場合、実現可能性調査の途中で相手国から入札公示が行われると、必然的に中途の状態で調査が打ち切りとなるため、本事業の対象外としています。本事業の実施に支障がなければ、本事業の対象となります。 なお、支障がでるか否かの判断に際し、個別具体的な相談はお受け出来ません。事業者側で判断いただき、申請をお願いいたします。
29	経費を補助金として請求しない前提であれば、事業実施期間を超えて本事業の実施は可能でしょうか。	事業実施期間を超えた本事業の実施は認められません。事業実施期間内で事業が完了するスケジュールとしてください。 なお、対象とした国・地域やフェーズ等が本事業と異なるFS調査・実証を自社で継続する場合はこの限りではありません。
30	本補助事業に採択された場合、契約書などの締結は必要ですか。	本補助事業における契約については、補助事業者で交付規程に同意の上で交付申請を行っていただき、事務局から交付決定通知書をお送りする事で契約と同様の意味を持ちます。 交付決定通知書の発出後に、事務局と補助事業者との間において、別途契約書の締結などのステップはございません。
31	幹事法人から共同申請者、あるいは共同申請者間で委託や外注を行い、委託費や外注費を補助金対象経費として計上することは可能でしょうか。	幹事法人から共同申請者、共同申請者間での委託、外注はできません。
32	実証する機械を内製する費用は、補助対象になりますか。	内製に従事する社員の人工費は補助対象経費となります。また、内製のために購入する資材・部品等については、消耗品費又は機械設備費に計上可能です。
33	自社ソフトウェア等を現地版にローカライズする場合の費用は、どの費目で計上ができますか。	ローカライズを他社が行う場合は委託・外注費、内製する場合のS E等の費用は人件費となります。
34	関連会社(親/子会社)からの物品調達は、利益排除の必要がありますか。	関連会社(親/子会社)からの調達は、利益排除の必要はありません。自社製品を経費として計上する場合は、補助事業事務処理マニュアルP. 4「利益等排除の考え方」に基づき計上をお願いいたします。